

群馬音楽センター利用料金

施設利用料金

令和元年10月1日改正

(単位：円)

利用時間区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
種別	種別								
	施設	ホール	平日	入場料 500円以下 (無料を含む。)	18,600	27,300	37,400	45,900	64,700
" 500円を超え 1,000円以下				24,800	37,400	49,700	62,200	87,100	111,900
" 1,000円を超え 3,000円以下				34,600	52,200	69,600	86,800	121,800	156,400
" 3,000円を超え 5,000円以下				39,800	59,700	79,700	99,500	139,400	179,200
" 5,000円を超えるもの				47,200	71,000	94,700	118,200	165,700	212,900
土曜日・日曜日・休日			入場料 500円以下 (無料を含む。)	22,300	33,600	45,900	55,900	79,500	101,800
			" 500円を超え 1,000円以下	29,700	44,700	62,300	74,400	107,000	136,700
			" 1,000円を超え 3,000円以下	42,300	62,300	87,100	104,600	149,400	191,700
			" 3,000円を超え 5,000円以下	47,200	72,000	99,700	119,200	171,700	218,900
			" 5,000円を超えるもの	54,600	87,100	118,300	141,700	205,400	260,000
施設		第一楽屋	2,460	3,160	3,760	5,620	6,920	9,380	
		第二楽屋	1,870	2,460	3,160	4,330	5,620	7,490	
		第一会議室	3,160	3,760	4,330	6,920	8,090	11,250	
		第二会議室	2,460	3,160	3,760	5,620	6,920	9,380	
施設		シンフォニーホール	大ホール	6,540	8,080	9,730	14,620	17,810	24,350
	中ホール		3,050	3,700	4,480	6,750	8,180	11,230	
	第一小ホール		420	540	640	960	1,180	1,600	
	第二小ホール		640	760	970	1,400	1,730	2,370	
	第三小ホール		640	760	970	1,400	1,730	2,370	
	第一会議室		760	860	1,080	1,620	1,940	2,700	
	第二会議室		860	970	1,190	1,830	2,160	3,020	
	指導者室		200	200	320	400	520	720	
附属設備			規則で定める額						

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等名称のいかんにかかわらず、催し物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
- 3 商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類する目的でホールを利用する場合は、「入場料1,000円を超え3,000円以下」の種別の利用料金とする。
- 4 準備又は練習のためホールを利用する場合は、「入場料500円以下(無料を含む。)」の種別の利用料金とする。
- 5 利用時間の延長又は繰上げによる利用料金は、1時間(30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、9時以前にあつては「午前」、22時以降にあつては「夜間」の利用時間区分に従い、当該利用料金の30パーセントの額(この額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をそれぞれ加算する。

群馬音楽センター利用料金

附属設備利用料金

令和4年4月1日改正

(単位：円)

種別		単位	利用料金	種別	単位	利用料金
舞 台 設 備	演壇	一式	600	天井反射板ダウンライト	一式	2,750
	司会	台	100	花道フットライト	1列	330
	長机	1台	60	フットライト	1列	570
	椅子	1脚	40	フットスポット	1台	100
	合唱用椅子	1脚	40	照明設備(続き)	1台	920
	平	1枚	100	エリプソイダルスポット	1台	920
	箱	1個	40	パーライト	1台	340
	開き	1脚	50	ミラーボール	1台	570
	国旗・市旗	1枚	100	センターピンスポットライト	1台	3,300
	プログラムスタンド	1台	60	ハロゲンピンスポットライト	1台	920
	舞台用黒板(ホワイトボード)	1台	100	エフェクトマシン一式(マシン系1台及び先玉・ディスクを含む。)	一式	780
	音響反射板	一式	6,230	プロジェクタースポットライト	1台	690
	オーケストラピット	一式	4,970	その他マシン一式	1台	570
	エプロンステージ	一式	2,480	ハイスタンド	1台	240
	仮設大階段	一式	540	スタンド・ベーススタンド	1台	100
	ピアノ(外国製)(調律料は含まない。)	1台	11,700	カラースタンド	1枚	490
	ピアノ(国内製)(調律料は含まない。)	1台	5,940	音響設備	1式	3,740
	ピアノ用椅子(椅子のみ利用の場合)	1脚	100	ダイナミックマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	480
	コントラバス用椅子	1脚	60	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,860
	指揮	1台	250	コンデンサーマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	1,230
	指揮者用譜面	1台	100	ステレオコンデンサーマイクロホン	1本	1,760
	譜面	1台	60	吊りマイクロフォン装置(マイクは含まない。)	一式	570
	譜面灯(手元明かりを含む。)	1灯	60	補助ミキサー(補助調整卓)	1台	570
	せり上げ装置	一式	1,230	移動式拡声装置(ダイナミックマイクロホン2本付。)	一式	1,860
	本花道(所作台は含まない。)	一式	6,230	録音・再生機	1台	980
	仮設花道用所作台	一式	1,230	跳返りスピーカー(アンプ付)	1台	930
	所作	1台	6,230	マイクスタンド	1本	100
	鳥屋	1式	1,100	D.I./トランス	1台	220
	松羽目ドロップ	1枚	600	マルチケープル	一式	320
	屏風	1双	1,860	スクリーン	1枚	1,320
	緋毛せん(人)	1枚	600	簡易スクリーン	1枚	350
	緋毛せん(小)	1枚	170	DLPプロジェクター(4,000ルーメン)	1台	2,200
	人形	1本	40	ポータブルワイヤレスアンプ(ワイヤレスマイクロホン2本付)	一式	1,860
上敷	1枚	150	他	1キロワット	220	
高座用座布	1枚	160	シヤワー室	1室	570	
長座布	1枚	100	会議室	1台	3,740	
座布	1枚	40	アップライトピアノ	1台	1,100	
照明設備	調光装置	一式	2,300	会議室用拡声装置(ダイナミックマイクロホン2本付き。)	一式	1,860
	ボーダーライト(準備等の場合は無料)	1列	1,540			
	スポットライト(1キロワット)	1台	690	冷暖房	1時間	10,400
	スポットライト(750ワット)	1台	490	第一楽屋	1時間	800
	スポットライト(500ワット)	1台	330	第二楽屋	1時間	800
	ローアホリゾンライト	一式	3,960	第一会議室	1時間	800
	アッパーホリゾンライト	一式	3,960	第二会議室	1時間	560

備考  
 (注) この表による利用料金(冷暖房設備に係るものを除く。)の額は、条例別表に規定する利用時間区分による午前、午後及び夜間ごとに算定するものとする。  
 ただし、当該利用時間区分による利用時間内にショー等の公演が2回以上行われた場合には、当該回数をもって算定するものとする。

(注) 冷暖房設備の最低利用限度時間は、1時間とし、1時間を超える利用時間は30分(30分未満の端数が生じたときは、これを30分として計算する。)を単位として算定する。